

附則（昭和四十九年六月一日法律第七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（昭和四十九年六月二二日法律第九〇号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（学校栄養職員が県費負担教職員となることに伴う経過措置）
6 第四条の規定による市町村立学校職員給与負担法の改正により、現に公立の義務教育諸学校における学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員となることに伴い必要な経過措置に關しては、同法附則第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二條及び第二十四條の規定の例による。

（県費負担学校栄養職員となつた学校栄養職員の給与等の負担に関する特例）
8 この法律の施行の際現に市（特別区を含む。以下この項において同じ。）町村立の義務教育諸学校における学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（以下この項において「市町村費負担学校栄養職員」という。）として在職する者で、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までに第四条の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法（以下「新給与負担法」という。）附則第三項の政令で定める者（以下この項において「県費負担学校栄養職員」という。）となつたもの（この法律の施行の日後に県費負担学校栄養職員となつた者）については、県費負担学校栄養職員となるまで引き続き市町村費負担学校栄養職員として在職していた者に限る。）については、昭和四十九年四月一日から国庫負担学校栄養職員となつた日の前日までにおいて都道府県学校栄養職員として在職した間は、国庫負担学校栄養職員であつたものとみなして、新国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の規定を適用する。

（国庫負担学校栄養職員となつた学校栄養職員の給与等の負担に関する特例）
10 この法律の施行の際現に都道府県立の盲学校、聾学校又は養護学校の小学部又は中学部における学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（以下この項において「都道府県学校栄養職員」という。）として在職する者で、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までに新給与負担法附則第三項の政令で定める者（以下この項において「国庫負担学校栄養職員」という。）となつたもの（この法律の施行の日後に国庫負担学校栄養職員となつた者）については、国庫負担学校栄養職員となるまで引き続き都道府県学校栄養職員として在職していた者に限る。）については、昭和四十九年四月一日から国庫負担学校栄養職員となつた日の前日までにおいて都道府県学校栄養職員として在職した間は、国庫負担学校栄養職員であつたものとみなして、新国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の規定を適用する。

こととなるべき経費に係るものは、都道府県の負担とする。

9 前項の規定により都道府県が負担する経費は、新給与負担法第一条に掲げる職員について新国庫負担法第二条並びに同法附則第二項及び第三項に掲げる法律の規定により都道府県が負担するものとみなして、同法及び公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の規定を適用する。

（国庫負担学校栄養職員となつた学校栄養職員の給与等の負担に関する特例）

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（第十九条の二の規定）

附則（昭和五〇年三月三十一日法律第九号）抄

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の規定は、昭和五十年一月一日から適用する。

附則（昭和五二年二月二二日法律第八八号）抄

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（第十九条の二の規定）

定及び附則第七項から第十一項までの規定を除く。）は昭和五十二年四月一日から、改正後の法附則第七項から第十一項までの規定並びに改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の規定は昭和五十一年四月一日から適用する。

附則（平成元年二月二三日法律第七三号）抄

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成三年五月二二日法律第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成三年二月二四日法律第一〇二号）抄
（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十一条第四項を削る改正規定、第十三条の四第六項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、第十九条の七を第十九条の八とする改正規定、第十九条の六の改正規定、同条を第十九条の七とし、第十九条の五を第十九条の六とし、第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の三を第十九条の四とする改正規定、第十九条の二の次の改正規定並びに附則第十二項から第二十項までの規定は、平成四年一月一日から施行する。

附則（平成一〇年六月二二日法律第一〇一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三十一日法律第二二二号）抄

（施行期日）
1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年七月二一日法律第一〇五号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（第十九条の二の規定）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

附則（平成一三年一月二八日法律第一二六号）抄

（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定、次項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定及び附則第三項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附則（平成一四年五月二九日法律第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一四年一月二二日法律第一〇六号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日から施行する）

附則（平成一六年五月二一日法律第四九号）抄

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年一月七日法律第一一三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。）

第十九条 前条の規定による改正後の地方自治法（以下この項において「新地方自治法」という。）第二百四十二条第二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、切替日の前日に前条の規定による改正前の地方自治法第二百四十二条第二項の規定に基づく調整手当を支給する条例（以下この項において「調整手当条例」という。）を施行している場合で、当該普通地方公共団体が切替日の直近において新たに設置されたことその他やむを得ない事情により切替日まで新地方自治法第二百四十二条第二項の規定に基づく地域手当を支給する条例を制定することができないときは、切替日から起算して六月を経過する日までの間に限り、当該調整手当条例で定めるところにより、調整手当を支給することができる。

2 前項の場合における当該普通地方公共団体に係る次に掲げる法律の規定の適用については、第一号及び第二号に掲げる法律の規定中「地域手当」とあるのは「調整手当」と、第三号に掲げる法律の規定中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第二項に規定する地域手当、特勤勤務手当」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第十三号）附則第十九条第一項の規定により支給することができる調整手当又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第二項に規定する地域手当」と、又は」とあるのは「若しくは」とする。

一 前条の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法第一条
附則（平成一八年三月三十一日法律第一八号）抄
附則（平成一八年六月七日法律第五三号）抄
附則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
附則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日
附則（平成二〇年六月一八日法律第七三号）抄
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二三年四月二二日法律第一九号）抄
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日から施行する。ただし、附則第六項の規定は公布の日から、第一条中公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第四条から第六条まで、第十条及び第十八条の改正規定並びに第二条並びに附則第八項の規定は平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二六年六月四日法律第五一四号）抄
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略
四 第五条、第八条及び第九条の規定並びに附則第二条、第四条、第十四条、第十五条、第二十一条及び第二十二條の規定 平成三十年四月一日までの間において政令で定める日
（市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法第一条の規定により都道府県が負担することとしていた退職年金及び退職一時金（指定都市の設置する学校の職員に係るものに限る。）の負担については、なお従前の例による。

2 第五条の規定の施行の際現に指定都市の設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の職員である

者の同条の規定の施行の日（以下この条において「一部施行日」という。）前に受けた休職の処分若しくは懲戒処分又は一部施行日前の事案に係る懲戒処分に関しては、なお従前の例による。この場合において、一部施行日以後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該指定都市の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

3 一部施行日の前日において指定都市の設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の職員であった者であつて、同日において児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該職員に給する児童手当又は特別給付の支払を一時差し止められていた者を除く。）が、一部施行日において引き続き当該指定都市の設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の職員として在職し、かつ、児童手当又は特別給付の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特別給付の支給に関しては、一部施行日において同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項の規定による当該指定都市の長又はその委任を受けた者の認定があつたものとみなす。この場合において、当該認定があつたものとみなされた児童手当又は特別給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一部施行日の前日の属する月の翌月から始める。

第七條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等

等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

附則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 義務教育学校の設置のため必要な行為（義務教育学校の設置のため必要な行為）の他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十七年七月一五日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)、同法第十条第二項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)、及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定 公布の日

附則 (平成二十九年五月一七日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年三月三一日法律第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則 (令和五年五月八日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和五年一月二四日法律第七三号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中一般職の職員の給与に関する法律(以下この条及び附則第三条において「給与法」という。)第五条第一項及び第十二条第二項第二号の改正規定、給与法第十二条の二

の次に一条を加える改正規定並びに給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定、第五条中一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(次項及び附則第三条において「任期付研究員法」という。)第七条第二項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第五条の規定 令和六年四月一日